

第7回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の日時及び場所

日 時 平成21年2月12日(木) 午後1時5分～2時20分

場 所 米子市役所5階・議会第2会議室

2 出席した委員(13名)

仙田和江委員、永富淳子委員、横地孝代委員、渡邊柁城委員、藤瀬雅史委員、野坂美仁委員、渡部隆夫委員、小原顕委員、田中美智子委員、又野富美子委員、黒沢洋一委員、森原隆則委員、渡辺仁史委員

3 欠席した委員(2名)

都田修史委員、平山正実委員

4 会議録署名委員(2名)

横地孝代委員、渡邊柁城委員

5 出席した事務局職員

足立市民人権部長、星野市民人権部次長兼保険年金課長、小玉市民人権部主査兼収納係長、先灘保険係長、宇山保険係主幹

6 傍聴者

0名

午後1時5分 開会

星野課長

定刻になりましたので、ただ今から第7回米子市国民健康保険運営協議会を開会いたしたいと存じます。

まず、会議に先立ちまして本日の会議の定足数について、ご報告申し上げます。本日は、保険薬剤師代表 都田委員、被用者保険等保険者代表 平山委員以上、2名の方から、都合により、欠席する旨の報告がありましたので、委員総数15名中 13名の出席でございます。

したがいまして、米子市国民健康保険条例施行規則第4条の定足数に達しており、本会議は成立していることをご報告いたします。

次に、今回新たに就任していただきました委員をご紹介します。

被保険者を代表する委員の宇那手委員の後任で、本年1月に就任していただきました

仙田 和江委員でございます。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

- 足立 市民人権部長 紹介 -

足立 市民人権部長
星野 市民人権部次長兼保険年金課長
小玉 市民人権部主査兼収納係長
先灘 保険係長
宇山 保険係主幹

星野課長

それでは、お手もとの日程にしたがいまして、まず、はじめに小原会長のごあいさつをお願いします。

会長

失礼します。本会の会長を務めさせていただいております明道公民館の小原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

星野課長

次に、野坂市長があいさつを申し上げます。

市長

皆さんこんにちは。本日は、第7回の米子市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、ご多忙中のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、皆様方には、常日頃、本市の国民健康保険事業の円滑な運営に格別のご尽力、ご支援をいただき心からお礼申し上げます。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根幹をなすもので、地域医療の確保、地域住民の健康増進に非常に重要な役割を果たしていると思っております。

ただ、皆さまご承知のとおり、高齢化が進んでおりまして、国民健康保険の財政状況は非常に厳しいものがあるという中で、昨年4月から後期高齢者医療制度が導入され、また、どちらかといいますと病気の治療中心であったものが、「特定健康診査・特定保健指導」ということで、いわゆる「メタボリックシンドローム」対策ということで、疾病の予防を重点に置いた保健医療体系へと転換が図られてきているところでございます。

今回諮問させていただきます案件につきましては、米子市の国民健康保険料の介護納付金賦課額に係る賦課限度額の改定について、諮問させていただくところでございまして、これは政令が改正されまして、賦課額の限度額が変わったものですからそれに合わせて引き上げようとするものです。

どうか、十分にご論議をしていただきまして答申していただきますようお願いいたします。

また、せっかくの機会でございますので、この国民健康保険を通じて、良質な医療を受け続けられるようにするためには、国保財政の健全化を図ることが肝要であると考えております。本日

は、事業状況を説明させていただきますので、また、どのような運営をすべきか、委員の皆様の忌憚のないご意見を伺わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

星野課長

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、当会議では、会長が議長になることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、小原会長にお願いいたします。

それでは、小原会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、日程5の「会議録署名委員の指名」についてでございますが、

米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項の規定により、会議録には、議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

横地委員と渡邊柁城委員にお願いします。

次に、日程6の「諮問」に入ります。

星野課長

それでは、市長から会長に対し、「米子市国民健康保険料の介護納付金賦課額に係る賦課限度額の改定について」の諮問書を提出させていただきます。

市長

米子市国民健康保険運営協議会会長 様。

米子市国民健康保険料の介護納付金賦課額に係る賦課限度額の改定について、諮問。標記の件について、下記のとおり実施することについて、貴協議会の意見を求めます。国民健康保険料の介護納付金賦課額に係る賦課限度額を10万円とする。

- 市長から会長に諮問書を手渡し -

星野課長

なお、市長は、次の予定が入っていますので、ここで退席させていただきます。

会長

次に、日程7の「協議・報告」に入ります。

まず、「米子市国民健康保険料の介護納付金賦課額に係る賦課限度額の改定について」、事務局から説明してください。

- 資料により事務局説明(先灘係長) -

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

野坂委員

賦課限度額超過世帯の件ですが、見込みでいって平成 20 年の 593 世帯が、平成 21 年度に 638 世帯になぜふえるのか。所得が多い方がふえたというふうに考えるのか。

先灘係長

平成 21 年度見込みについては、全国国民健康保険団体連合会のシミュレーションソフトを使って、最新の米子市国保加入者の所得額、固定資産税額、加入人数・年齢等をデータベースとして入力し、試算をしたものです。

今年度と 21 年度と比較し、賦課額が 4 億 3,800 万円程度に上がっていますが、この理由については、分析できていませんが、全体として賦課額が上がっています。

それによって、賦課限度額超過世帯もふえています。

野坂委員

シミュレーションということであるが、収入がふえる世帯が、現実にふえているという実感はない。逆に、減っているのではないかということが気になることと、世帯分離について、要介護の患者が来たときに、保険料がふえるので世帯分離という話をよく聞くことがある。当然の権利としてあっていいものと思いますが、状況的にそういう状況を知っているので、その部分について、国保としてどういうふうに考えているのか。しょうがないことなのか。

先灘係長

国保は世帯単位になっています。例えば、世帯に高齢の方がいる場合、国保料とか介護保険料を安くするため、実際に分けることがあります。基本的には、住民基本台帳上、生計を一にする場合は、同じ世帯というふうになってはいますが、実際には、後期高齢、国保などについて、夫婦は別にして、分けるケースが確かにあります。住民基本台帳が形骸化しているという実感があります。ただし、それを阻止することはできかねる部分があります。

野坂委員

実際にそういうことについて、国民の義務として、税金にしろ保険料にしろ納めるものは納める。所得があるのに、保険料などがふえるから安易に世帯分離を認めるということについて、目の当たりにしているので、いいのかというふうに感じます。国は世帯の考え方について、何か示しているのか。

星野課長

これは国民の義務としてきちんと届出をしないといけないことになっています。ですから、同じ家に住んでいても別世帯であると申請されても、内部の調査まではできません。別世帯として届出がありますと、受けざるを得ないこととなります。

藤瀬委員

介護納付金を前払いしているということですが、20年度分の介護納付金については、わかりますか。

先灘係長

20年度は、資料1の裏側の平成20年度決算見込額の「介護納付金」の金額、6億7,509万円になります。概算払いの計算方法のうち、1人当たりの負担見込額が、19年度は45,400円でその人数分の約7億3,900万円となります。20年度は約7億2,000万円ないし3,000万円になるものと思います。また、概算払額より精算額の方が少ない状況が続くものと思います。

したがって、精算額によっては、毎年数千万単位で介護納付額が上下することになります。平成22年度についても概算払いよりは5,000万円程度少なくなるものと思いますので、実際の支出は6億8,000万円程度の支出になるものと思われます。

また、国からの補助金等にも影響されます。今年度も調整交付金、療養給付金などの交付額が、後期高齢者医療制度の創設により、申請も遅れ、確定していない状況です。補助金等の交付額によっては、保険料率の見直しを検討することになる場合もあります。

会長

諮問に対する意見・修正はございませんでしょうか。

特に、修正等の意見がないようですので、諮問どおり答申してよろしいでしょうか。

異議なしということですので、諮問どおり答申することに決定します。

次に、「国民健康保険事業状況について」、事務局から説明してください。

- 資料1・2により事務局説明(先灘係長) -

会長

ただいま事務局から説明がありました。皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

渡部隆夫委員

医療機関によって、去年は基本健診をしていたが、今年は特定健診をやめたというところがかなりあったと聞いたが、健康対策課の方で、健診機関について、何年に一回しか作り直さないと伺ったが。

先灘係長

特定健診、がん検診等の受診機関については、毎年西部医師会を通じて照会しています。

渡部隆夫委員

今年度になってから、特定健診になって、わかりにくいということもあると思いますが、受診機関

をやめたということを何回か聞いたことがあります。

野坂委員

米子市の健診は、渡部委員が言われるようなことはなかったと思います。

ただ、健診項目の中で、米子市以外のすべての他市町村については、今まで各市町村の健診で実施していた心電図、貧血検査をしなくなったということはあります。

又野委員

健診を受ける方が、減ってきたのか。

先灘係長

今年度から国保を含む保険者単位で、健診を実施することになりました。

昨年度の国保加入者の74歳までの受診率が34%であったが、今年度は約30%の見込となっている。

制度が変わったことが大きいと思いますが、去年受けて、今年度受けなかった方について、今後分析が必要だと思います。

又野委員

今年度のがん検診は、どうなったのか。

先灘係長

昨年度と変更なく実施しています。

又野委員

乳がん検診については、2年に1回か。

先灘係長

そのとおりです。

野坂委員

新型インフルエンザが発生した場合の対応について、想定をしているのか。

先灘係長

どういう対応をするのか、健康保険に関しては、国からの基準は示されていないので、現在、判断できない状況です。

会長

その他ございませんか。

ないようですので、次に、日程8の「その他」に入ります。

「今後の協議会について」、事務局から説明してください。

先灘係長

出産育児一時金の改定について、昨年の11月の協議会に諮問しましたが、今年の10月から現行の38万円を42万円に改定する方針がでています。

6月議会に条例を提案する場合、4月下旬から5月の中旬にかけて、協議会を開催させていただくことになります。また、9月議会提案の場合は、8月上旬ということになります。確定次第ご連絡いたします。

また、出産育児一時金の支払方法について、分べん機関に直接支払う方法も検討されています。

会長

その他、この際、意見がございましたら、発言をお願いします。

意見も出尽くしたようでございますので、

これもちまして第7回米子市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

午後2時20分 閉会

米子市国民健康保険条例施行規則第8条により署名する。

平成21年2月20日

米子市国民健康保険運営協議会

会 長 小 原 顕

会議録署名委員 横 地 孝 代

会議録署名委員 渡 邊 柁 城
